

県安管協会ニュース

(一社)宮城県安全運転管理者協会・宮城県安全運転管理者事業主連合会

平成30年12月
No.3

Tel022-361-0312
fax022-362-3801
e-mail
info@kenankan.or.jp

大雪時のチェーン装着が義務付けされる区間は？

2018年2月6日から日本海側を中心に降り続いた大雪の影響で、福井県を走る国道8号線の約10キロの区間で約1500台の車両が立ち往生したニュースは記憶に新しいところですが、今年の冬から全国13区間の国道や高速道路で特別警報レベルの大雪時にタイヤチェーン装着が義務づけされることになりました。

【指定される区間は13区間】 現時点での調整箇所

	道路名	区間	延長
高速道路	上信越道	信濃町IC(長野県)－新井PA(新潟県)	25km
	中央道	須玉IC(山梨県)－長坂IC	9km
		飯田山本IC(長野県)－園原IC	10km
	北陸道	丸岡IC(福井県)－加賀IC(石川県)	18km
		木之本IC(滋賀県)－今庄IC(福井県)	45km
	米子道	湯原IC(岡山県)－江府IC(鳥取県)	34km
浜田道	大朝IC(広島県)－旭IC(島根県)	27km	
国道	112号	山形県西川町志津－ 鶴岡市上名川[月山道路]	27km
	138号	山梨県山中湖村平野－ 静岡県小山町須走	9km
	7号	新潟県村上市大須戸－村上市上大鳥	16km
	8号	福井県あわら市熊坂－あわら市笹岡	4km
	54号	広島県三次市布野町上布野－ 島根県飯南町上赤名[赤名峠]	12km
	56号	愛媛県西予市宇和町－ 大洲市松尾[鳥坂峠]	7km

国交省のHPから

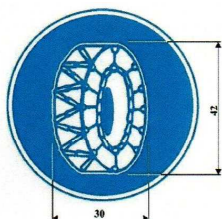
※今回指定された区間は、勾配の大きい峠部でこれまでに大規模な立ち往生などが発生した区間とされています。

【チェーン規制が実施される事態とは？】

- チェーン規制が行われるのは、気象庁が大雪特別警報や大雪に対する緊急発表が行われるような異例の降雪時とされています。
- 義務づけは車種を問わず、冬用のスタッドレスタイヤを使用している車も対象となります。(タイヤチェーン装着車のみ通行可能とするものです。)

【規制標識が新設されます】

「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」(310-3)



- チェーン規制が実施される場所には、左のような規制標識が設置されることになりました。
- 「全車両チェーン装着規制」道路法46-1(参考)
スタッドレスタイヤ装着車両であっても金属、非金属を問わず、タイヤチェーンを装着しなければなりません。(通行制限違反：6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金—法103)